

第174回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成27年12月15日(火) 14時00分～15時35分
- 2 場 所 山形県自治会館 4階 401会議室
- 3 付議事項 なし
- 4 出席委員 青柳委員、佐藤(和)委員、高谷委員、本間委員、三浦委員、守屋委員、
豊田(柝沢)委員、川瀧(大場)委員、永松(松澤)委員、門田(日野)
委員、遠藤委員、石黒委員、菊池委員、佐藤(昇)委員、船山委員、矢吹
委員、鍋倉委員
17名
- 欠席委員 國井委員、渡辺委員、守本委員、土田委員、石澤委員
5名
- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。

6 議 事

(1) 会長選挙

(鹿野課長補佐)

本審議会の会長は、山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によって定めることとされておりますが、学識経験者の委員の改選に伴い、ただ今、会長が不在となっております。

つきましては、会長選出の議事を行うための仮議長の選任が必要となりますが、仮議長の選出については、事務局に御一任いただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようでございますので、仮議長を指名させていただきます。
三浦伸一委員、お願いいたします。

(仮議長)

ただいま指名いただきました三浦でございます。

それでは、ただいまから第174回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。

会長を選出するまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願

たします。

山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長を学識経験者の委員のうちから、委員の選挙により定めることとなりますが、選挙はどのような方法で行えばよろしいでしょうか。

(「仮議長一任」の声)

仮議長一任の御発言がありますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、選挙の方法は「指名推選」により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定しました。指名は、私の方から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。それでは私から会長を指名させていただきます。会長に高谷委員を指名いたします。ただいまの指名に対し、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。よって、高谷委員が会長に選出されました。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

(鹿野課長補佐)

それでは、山形県都市計画審議会条例第6条第2項により、高谷会長、議長をお願いいたします。

(議長)

ただいま皆様からの御指名によりまして、会長に選出されました高谷でございます。

皆様の御協力をいただきまして、職責を果たして参りたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(2) 報告

(議 長)

それでは、議事を続けます。

まず初めに、会長の職務代理者についてですが、山形県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長の職務代理者は会長の指名によることとされておりますので、私から指名いたします。

会長の職務代理者は、守屋委員にお願いいたします。

次に、本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。青柳紀子委員、佐藤和子委員、以上の両委員にお願いいたします。

続いて、本日の案件について、当局の説明をお願いいたします。

(後藤県土整備部次長)

県土整備部次長の後藤でございます。

本日、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、皆様に御審議いただく案件はございませんが、報告案件が2件ございます。

1件目は、「山形県都市計画基本指針の見直し(案)」についてでございます。

現在の「山形県都市計画基本指針」は、平成13年に策定しております。その後、人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化の進展など、都市を取り巻く環境が指針策定当時から大きく変化していることから、本県において今後定められる都市計画が、このような社会経済情勢の変化に的確に対応したものとなるよう、今般、当該指針の見直しを行うこととしたところであります。

この間、見直しの内容について、市町村や関係機関に広く意見を求めるとともに、外部有識者による検討委員会を立ち上げ、議論を重ねてまいりましたが、今般、見直し案のあらましが見えてまいりましたので、各委員の皆様には御報告申し上げ、多様な知見からの御意見をお伺いするものであります。

また、2件目につきましては、平成26年度における、市町都市計画決定に伴う知事同意案件の御報告であります。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(議 長)

それでは、「山形県都市計画基本指針の見直し(案)」を議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により佐藤都市計画課長が説明)

(議長)

ただいま説明のあった案件につきまして、御意見、御質疑はございませんか。

(矢吹委員)

市街化区域の中について、こういった方針で取り組んでいかないといけないというのは、そのとおりだと思う。一方で、市街化調整区域について、無計画に乱開発していくのは良くないが、例えば市街化区域と隣接していて、実質的に都市化しているという所の開発については、規模に応じて柔軟な対応をしていただけないだろうか。今後、地方創生に取り組んでいくという時に、良好な住宅を提供できないのではないか。そういった点をふまえ、各市町村と連携を図っていただきたい。

(事務局)

市町村との連携について、都市計画区域マスタープランは県で策定することになっておりますが、策定する際には、当然市町村と十分調整を図った上で策定する方針であります。

(石黒委員)

これまで何度も議論を積み重ね、まもなく結論に近付いているものを報告いただいたと感じております。

まず、再生可能エネルギー利活用の促進について質問いたします。

第3章の将来都市像に「環境にやさしい都市づくり」とあります。太陽光発電、風力発電、バイオマス等再生可能エネルギーには様々ありますが、都市計画の中で再生可能エネルギーはどう扱われるのでしょうか。

2点目は、都市計画が作られてから約半世紀経っていると思いますが、その当時に引かれた都市計画道路の線が、未着手のまま、そのままになっているという箇所があります。

先程の説明で、これからは人口が減少していくとありました。今後、道路の幅を少なくてもいい社会に向かっていく可能性が見えている中、具体的に引かれた都市計画道路の線が、未だ消えずにあるが故に、そこに住んでいる人が、家の建替えを検討した結果、郊外に出ていくという現実があるのではないのでしょうか。

3点目は、矢吹委員からもありました、市街化調整区域についてです。

市街化調整区域は、市街化をさせない地域ですが、市街化調整区域内に住んでいる農家が離農した際、新たな建築物を建てられないという状況が起きないのかを教えてください。

(事務局)

1点目の再生可能エネルギーについては、第4章第2「都市施設の方針」において、都市施設に再生可能エネルギーを導入し活用するという内容で盛り込んでおります。

2点目の都市計画道路の見直しにつきましては、同じく「都市施設の方針」の中で、

県都市計画道路の見直しガイドラインに基づきまして、廃止、見直し、等を社会状況の変化を踏まえて行っていくと提示をしているところでございます。

3点目の市街化調整区域についてですが、都市計画では、都市と農村は一体的な関係にあるとしております。

特に山形県につきましては、市街化調整区域にも相当の人数が住んでいるという状況がございます。見直し案では、体験農業など、都市と農村で交流を図っていこうとしているところでございます。

市街化調整区域内で離農した方が、新たに建築物等を建てる場合は、山形県開発審査会に案件を付議し、状況を説明した上で許可可能とされれば可能と考えております。

(佐藤昇委員)

私の地元上山で、道路整備をしていただけるようになりました。ですが、地元の話を見ると、「信号の設置について聞いても、信号はつかないと言われた」というのです。

見直し案に「子どもや高齢者にやさしい都市空間の整備」とありますが、交通量も多く、事故も多発しているのでは、住民が安心し、歩いて買い物に行く状況ではないのでしょうか。

道路を整備するのであれば、安全対策をしっかりと行っていただきたい。

(事務局)

都市計画道路を整備する際は、都市計画決定を踏まえながら道路区域を決めていきます。その中で、安全対策につきましては、歩道を十分に整備し、自転車や歩行者に対する安全、車に対する安全、といった、管理者として必要な安全対策は当然講じていくものと考えております。

(日野交通規制課長)

信号の設置にあたって、バイパスや大きい道路ではない場合は、実際に道路ができてみなければ交通量の予測がつかないため、整備後の状況を見ながら設置を検討していくこととしております。

(船山委員)

見直しが行われると、区域マスタープランに新たに記載する事項が増えると思いますが、その結果どのように変わるのかということを、具体的に説明していただけないのでしょうか。

(事務局)

例えば、これまで、「広域連携」という観点は、区域マスタープランにはございませんでした。今後は、「市町村間の都市施設における連携」といった視点を加えていきたいと考えているところでございます。

また、「安全・安心」の部分で申し上げますと、新たな市街地には災害の危険が高い地域を加えない、というように、災害に対する視点からの取組方針を盛り込んでいき

たいと考えております。

「住民との協働」につきましても、まちなかで住民とワークショップを開催し、まちづくりに反映させる、ということも盛り込んでいきたいと考えております。

(高谷委員)

広域連携について、現在 27 ある都市計画区域を、合理的な計画になるように、具体的な再編の構想をお持ちなのでしょうか。

(事務局)

今後、広域的なマスタープランを策定する際には、生活圏を踏まえて考えております。例えば東南置賜、西置賜、東南村山、西村山、北村山、最上、庄内、というイメージで考えているところでございます。

(高谷委員)

それはかなり大きな変化がでてくるのではないかと思います。

(遠藤委員)

見直し案では、今後、人口減少が起きるので、県内一律に見直していこうという姿勢がみえますが、地域によって人口の集積度合いが違いますし、人口が減少しても、県内一律に減少するわけではありません。

市町村に対する配慮をどのくらい盛り込んでいるのでしょうか。

例えば道路ができたなら、道路脇の開発については市町村に任せるとか、そういうものはないのでしょうか。

(事務局)

「県内一律」というお話がありましたが、地域毎に人口の集積度合いや、減り方は、当然変わってくると考えております。区域マスタープランについても、例えば「北村山」を「西村山」に変えるだけのような、全てのマスタープランを同じように作るということは考えておりません。地域毎にマスタープランを作っていくと考えております。

また、区域マスタープランの策定にあたっては、市町村の意見等を伺いながら策定していくものと考えております。

(遠藤委員)

少なくとも市町村は県との協議に入れると考えてよろしいのですね。

(事務局)

区域マスタープランを作る際は、市町村と打合せを行います。

(菊池委員)

新しいこの方針ができることで、自治体の希望が反映されやすくなるのでしょうか。

(事務局)

当然、各自治体の課題は、都市計画においても違うと思います。市町村の状況を踏まえながら区域マスタープランを策定していきますし、それに即して市町村のマスタープランが策定されますので、市町村との関係については、十分配慮していくつもりでおります。

(菊池委員)

山形市長が人口30万人を目指すとっております。現在、山形市の人口は25万、世帯数は10万弱です。人口30万人になった場合どうなるのでしょうか。街なかにも空き家はありますが、今の市街化区域の中では制限が出てくるのではないのでしょうか。県の考えもあると思いますが、市町村の考えもありますので、それを勘案して、是非市町村がやりやすくなるようなプランにしていきたい。

また、近隣都市間の連携も大事だと思います。県内の高速道路について、南北の繋がりはだいぶみえてきていますが、東西はそうは言っていません。今後、交流人口を増やし、地域間の格差をなくすためにも、高速道路の整備が重要だと思うのですが。

(事務局)

高速道路の整備を進める観点も、マスタープランの中で位置付けをしていきたいと考えております。

(本間委員)

区域マスタープランを作るにあたって、隣接県との交流や、グローバルな視点で考える必要もあると思います。

鶴岡では食を目玉に、山形は映画を目玉に、と市町村毎に考えている部分もありますし、山形らしさとひとくくりにせず、いろんな事を考えて作っていただきたい。

事務局も十分に考えていると思いますが、金太郎飴のようなものにならないようにしていきたい。

(事務局)

事務局といたしましても、地域毎、市町村毎の特色があると思っております。金太郎飴という言葉がございましたが、そのような点を十分に配慮して検討していきたいと考えております。

(議長)

今日の議論の中では、市町村の意見を十分に反映して策定してほしいという点が多かったと思います。

私としては、今回の見直しの方針でも、「山形らしい」というところが非常にいいな

と思っております。山形らしさは、それぞれの市町村、そのまちのらしさが集まって出来上がるものだと思います。

今回、そのことを指針の中に書いてあるので、私としては、見直しに期待しております。

他にないようですが、よろしいでしょうか。

続いて、2件目、「市町都市計画決定に伴う知事同意案件」について、事務局の報告を求めます。

(佐藤 課長補佐 説 明)

(議 長)

ただいま報告のあった案件につきまして、何か御質問はございませんか。

特にないようですので、以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、終始活発な御質疑をいただき、ありがとうございました。

(終了 15時35分)

平成27年12月15日